

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成29年 2 月 9 日

【会社名】 ナビタス株式会社

【英訳名】 NAVITAS CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 廣 口 隆 久

【本店の所在の場所】 大阪府堺市堺区石津北町 9 番 1 号

【電話番号】 072 (244) 1231 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 眞 柄 光 孝

【最寄りの連絡場所】 大阪府堺市堺区石津北町 9 番 1 号

【電話番号】 072 (244) 1231 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 眞 柄 光 孝

【縦覧に供する場所】 ナビタス株式会社東京支店
(東京都豊島区巢鴨一丁目 2 番 5 号
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

当社及び当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

1. 当該事象の発生年月日

平成29年2月9日

2. 当該事象の内容

当社及び納維達斯機機（蘇州）有限公司が保有する資産の一部について、収益性の低下が認められたことから、将来の回収可能性を検討した結果、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失を特別損失に計上しました。

3. 当該事象の損益及び連結損益に与える影響額

平成29年3月期第3四半期連結決算において、減損損失4億46百万円、平成29年3月期第3四半期個別決算において、減損損失4億40百万円をそれぞれ特別損失として計上しております。

以上